
平成30年度 文化活動事業費助成対象事業 募集案内

茨城県内各地における自主的で個性的な文化活動を行っている
団体または個人の発表活動等の事業費の一部に対して助成します。



募集期間 平成29年 10月1日(日) ~ 平成30年 1月26日(金)必着

公益財団法人いばらき文化振興財団

平成30年度 文化活動事業費助成対象事業募集案内

1 募集対象

(1) 対象者

次の①～③すべてに該当する団体または個人を対象とします。

- ①茨城県内に活動の本拠があり、団体(個人)住所が県内にあること。
- ②原則として一定の文化活動の実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。
- ③団体の場合は、定款や規約などを有し代表者が明らかであり、会計経理が明確なうえ、過去の決算書を提出できること。

●次に該当する団体等は対象となりません。

ア. 地方公共団体

イ. 文化施設の経営を目的とするもの

ウ. 文化活動を専業としているもの

エ. 会社及びその他の営利団体

オ. 文化活動以外の活動を主たる目的とする団体

※この制度により、平成29年度に助成を受けた団体等又は通算で5回以上この制度で助成を受けた団体等は、対象となりません。

※但し、通算で5回以上この制度で助成を受けた団体等であっても10周年等5年を周期とする記念的な活動を行う場合及び各種大会等参加事業に該当する場合は対象となります。

(2) 対象事業

次の事業を対象とします。

①活動成果発表事業

自ら行う常日頃の文化活動の成果を発表するもの。(美術展、音楽会、演劇、舞踊、茶道、華道等の発表会など)

※ただし、特定の会員、クラブ、流派(教室等)に係る事業は原則として対象になりません。

②各種大会等参加事業

全国大会、関東大会等での成果発表事業で、県代表もしくはこれに準じた資格で参加するもの。国際事業等で、相手国から正式な招待を受けたものなど。

③文化活動団体備品整備事業

文化活動団体がその文化活動に必要な楽器及び伝統・郷土芸能用具等の購入又は修理をするもの。

※ただし、通常の団体運営に必要な備品は対象となりません。また③については過去に助成を受けたことのある団体は対象となりません。

④刊行物発刊事業

文芸作品、郷土史、伝説、動植物等、郷土の研究に関する地域の特色ある文化を取り上げたもので、地域の文化・学術の発展に寄与するもの。

⑤その他特に必要と認める事業

①～④以外の活動で、地域文化の振興に寄与する事業。

●次に該当する事業は対象となりません。

ア. 専ら営利を目的とするもの

イ. 学校教育に関するもの(部活動等)

ウ. 特定の政治活動または宗教活動を目的とするもの

エ. 当該事業の実施に必要な経費のうち、助成金を除く額を確実に調達できる見込みがないと認められるもの

オ. 国または地方公共団体等の公的助成や他の公益法人からの助成を受けているもの

(3) 対象事業の実施期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)の間に実施する事業

(4) 募集事業数

40事業程度

2 募集期間

平成29年10月1日(日)～平成30年1月26日(金)必着

3 応募方法

助成金交付に係る書類(助成金交付申請書・実施計画書・収支予算書)に必要な事項を記入の上、添付書類と一緒に提出してください。

応募書類は審査会に提出する資料となりますので、丁寧に記載してください。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

申込書の 入手方法	○ホームページからダウンロード (http://www.icf4717.or.jp) ○郵送を希望される方は、当財団までご連絡ください。(TEL.029-305-0161)
--------------	--

4 審査

有識者(民間)による助成審査委員会において助成事業の選定を行います。

5 助成額

助成対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とします。また、海外に渡航して行う国際文化交流事業については、3分の1以内で50万円を限度とします。ただし、いずれの場合も予算を超える場合は減額することがあります。

6 助成対象経費

(1)活動成果発表事業、各種大会等参加事業、その他特に必要と認める事業については、以下の項目を助成対象経費とします。

項目	内容	内 訳
指導・ 演出費	① 外部専門家(指揮者・演出家等)による公演に関する指導・演出謝金	指導料、指揮料、振付料、作詞・作曲・編曲料、演出・監修料、台本料
	② 外部出演者への公演に関する出演謝金	演奏料、伴奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・司会者等出演料
舞台設営費	① 公演に要する舞台及び大道具等設営費	会場設営・撤去費、大・小道具等舞台美術費(材料代含む)
	② 舞台設備(音響・照明等)の設営に要する外部運営スタッフ謝金	舞台監督料、音響・照明オペレーター料
	③ 公演に要する舞台設備・楽器等の借用費	音響・照明機材借用料、楽器借用料、道具類借用料
	④ 公演に要する衣装等の借用費	衣装借用料、かつら借用料、楽譜借用料、機材運搬車両借用料(ガソリン代含む)
	⑤ 公演に要するピアノ等の調律費	ピアノ等の楽器調律料
広告・ 宣伝費	① 新聞等への広告掲載料	広告掲載料(新聞・雑誌等)
	② 会場案内看板作成料	横断幕・懸垂幕・看板等作成料
印刷製本費 手数料	① チラシ・ポスター印刷費	チラシ・ポスター印刷料(デザイン料含む)
	② 入場券印刷費	入場券印刷料(デザイン料含む)
	③ プログラム(無料配布)印刷費	プログラム・図録印刷料(デザイン料含む)
	④ 台本等印刷費	台本・楽譜等印刷料(コピー代含む)
使用料	① 公演に要する会場及び付帯設備使用料(公演当日前後各1日の期間も含む)	会場使用料・付帯設備使用料
	② 上演作品に係る著作権使用料	著作権使用料、上演料
交通費及び 宿泊費	① 外部指導者等に対する交通費及び宿泊費	交通費・宿泊費(外部出演者・指導者等)
	② 各種大会等参加事業に要する交通費及び宿泊費	交通費・宿泊費(団員・個人)

※指導・演出費に対する助成率は、助成希望額の40%が限度となりますが、申請時は必要額を記入してください。
※上記に記載のない経費については、お問合せください。

(2)文化活動団体備品整備事業については、以下の項目を助成対象経費とします。

項目	内容	内訳
備品購入費・ 修繕費	文化活動団体備品整備事業に要する備品購入費及び修理費	備品購入費・修理費

(3)刊行物発刊事業については、以下の項目を助成対象経費とします。

項目	内容	内訳
印刷製本費 手数料	刊行物発刊事業に要する印刷及びビデオ・DVD等の制作及び複製に要する手数料	印刷料、ビデオ及びDVD等プレス料、編集料、監修料、台本料、デザイン料

7 決定

平成30年4月上旬に申請者あて、書面により通知いたします。

8 助成条件

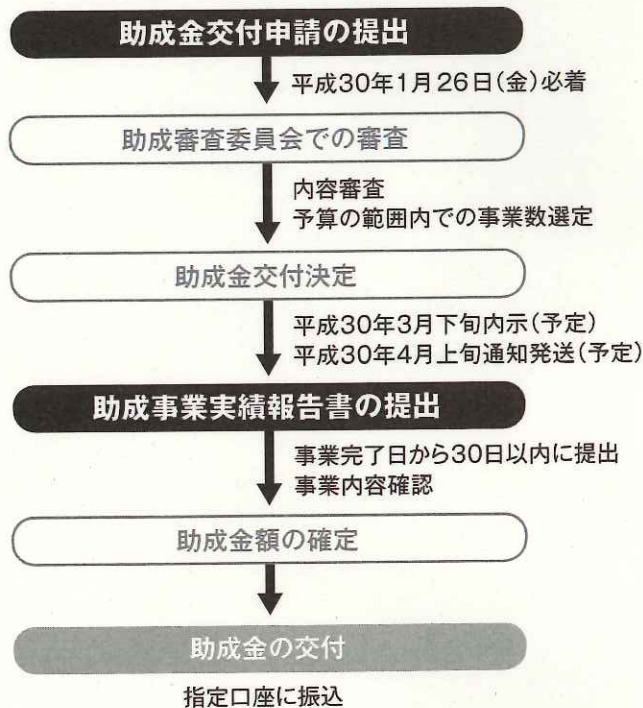
助成を受ける際の手続きは、所定の手続きに従ってください。

助成を受けることになった場合、事業を広報するポスター、チラシ、パンフレット等に公益財団法人いばらき文化振興財団の助成を受けて事業を実施する旨を記載してください。

9 実績報告

事業終了後、30日以内に指定の様式により、報告書を提出してください。その際に添付する領収証は、収支決算書の項目ごとに整理してください。また、領収証には必ず明細を添付してください。

《申請から交付までの流れ》



公益財団法人いばらき文化振興財団
〒310-0851 水戸市千波町後川745 TEL.029-305-0161/FAX.029-305-0163

<http://www.icf4717.or.jp>

いばらき文化

検索